

## 研究ノート

# 減損会計導入、特に戻し入れについて

## ～IAS・FASB規定との比較を主として～

品田 正\*

いまより10年ほど前米国で減損会計が導入された。近年国際会計基準でも減損会計を規定した。減損会計はいままではわが国には制度化していなかった。近年減損会計導入の機運が高まった。導入直前の今日、戻し入れを認めない点について再考し、減損会計と時価評価される固定資産の様子について、減損の兆し・認識・測定の中に内在する不確実性の限界を指摘しながら、将来の減損会計を見据えた上での改善されるべき減損会計はどんな姿か、を考察する。

**キーワード：**国際会計基準と減損会計，米国制度と減損会計，導入真近わが国と減損会計 戻し入れ否認，時価評価と固定資産

### Our Country's Impairment Accounting, in Comparison with that of US Legal System and IAS Standard – Specially Regarding Capital-Gain Treatment of Fixed Asset which Once Decreased its Value by Impairment Accounting

Tadashi SHINADA

10years ago, US legalized impairment system. Recently IAS also published its standard as for impairment accounting.. Following this stream, our country recently decided to legalize impairment accounting.

Our country's system is similar to US's one as for not admitting increasing asset value which once decreased value by impairment accounting. Impairment accounting has its peculiar limit of accuracy of measuring future total cash flow for forthcoming 20years length. This implies possibility of amendment of future cash flow by both more decreasing fixed asset and increasing fixed asset value to show more accurate balance sheet information to its investors.

#### はじめに

従来から固定資産は、減価してゆく分の計上が減価償却費計上として認められてきた。これには一定額・一定率の計上と、大幅減損時の計上容認があった。全資産減損として確立するのはわが国でははじめてのことである。土地・建物・機械・備品・設備などに含まれる含み損を将来に繰り延べていた（注1）点を改良

したものである。

1995米国に導入された減損計上は2005年4月1日開始年度分から制度化されることとなり、1年前の（早い）導入も任意に認めることとなった。

本稿の3者のうち国際会計基準は、1999年7月に減損会計を制定し各国の関心を喚起することとなった。欧州は数年以内に国際会計基準準拠で減損導入を決めているので、国際会計基準の特色である減損戻し入れ

\*東京情報大学総合情報学部経営情報学科

Tokyo University of Information Sciences, Faculty of Informatics, Department of Business Administration

許容方針が採用されることとなる。

本稿は戻し入れの認・否認に焦点が当てられている。減損会計をいったん計上した後の見積りも誤差の調整用に戻し入れ、つまり減損計上されたのちに再び貸借対照表価額を増加し、生産設備・土地などの過度な減損を訂正し、固定資産の増価分を反映することも認める方法が、今回のわが国のはじめての制度化では認められていない点を指摘したい。これは米国の継続使用固定資産部分の処理と等しく、米国が将来IASと同様に、この部分の固定資産について減損計上後の戻し入れを認容するにともない、わが国の減損規定も変わってゆき、IAS規定のようになる可能性があることを指摘するものである。

つまり減損分野の国際化の一步を達成したが、まだ完璧に国際化したとはいえないので、今後の減損処理のあり方に関する議論の成り行きに関心を持つ次第である。

## 第一章 導入される減損会計

### 1-1 導入された減損会計

本章では減損会計を2年後導入する際の規定をみてゆこう。なおその前に、現在の制度規定でも減損会計に類似した規定が皆無ではない点は理解しておくべきであろう（注2）。わが国で昨年8月9日企業会計審議会意見書で減損会計制度化への準備開始となり、平成17年度よりの完全実施に向けてスタートした。減損会計導入準備のできた会社は、平成16年度、および平成15年度決算に導入してもよいとした。減損の本質について確認しよう。減損とは減価償却では間に合わなくなった資産の減額分を、取得原価基準の範囲で帳簿価額を臨時的に減額することであり、含み損の将来期間への繰越を避けることができるが、時価評価をするものではない。臨時償却は耐用年数と残存価額修正で減価償却累計額を修正するものであって、収益性低下を帳簿価額に反映するという減損とは意義・目的が異なる。事業用資産の過大な帳簿価額を減額するという点では、棚卸資産の評価減・固定資産の臨時損失と臨時償却に類するものといえる。

### 1-2 減損の兆しを知ること

減損の兆しを知るための判定対象資産は、固定資産であってなおかつ金融資産・繰延税金資産など他に定

めのあるものは除かれることになる。減損が発生しているかどうかの兆しを知るために4つの事柄が考えられる。一つは資産使用した営業による損益やキャッシュフローがマイナスとなっている、二つは資産使用範囲・方法が変わり回収可能性が顕著に下がっている、三つは資産使用事業の経営環境悪化がある、四つは固定資産市場価格大幅低下している——である。これらの兆しがあるとき減損と認識するかどうかの判定を行うことになる。

### 1-3 減損の認識の仕方

減損は兆しでなく認識すべきと判断するには、割引前将来総キャッシュフロー見積もりを用いる。減損の認識と測定にはいくつかの要点がある。まず認識だが、1) 事業用資産の割引前将来キャッシュフロー見積もりは客観的算定というよりも主観的算定なので、減損が顕著でないとは認識すべきではなく、減損認識の優先順位は減価償却修正よりも上である。2) 割引前将来キャッシュフロー見積もりの年数上限は、経済的残存年数か20年のうち短期間の年数を用いること。3) 21年を超えてなおキャッシュフローを生む場合、20年までの算定額に上乘せすること。——を要点とし、これに基づき帳簿価額と割引前将来キャッシュフロー総額を比較し、帳簿価額の方が上回っていた場合、差額が減損損失として認識される。ここで減損の存在の確実性の判断基準としては50%基準、いわゆる強制評価損規定に類するものが想定されているのか、金額的には10%でも20%でも良いのかという点はどう理解すればよいのであろうか。通常の減価償却では間に合わない追加の減損認識なのだから30%位の減損認識が必要条件を満たす減損度合いの具体的な数値ではないかと私見では考える。

### 1-4 減損の測定法

帳簿価額を回収可能価額と比較した差額を減損測定額とする。回収可能価値とは（1）使用および処分資産の将来キャッシュフロー現在価値額、（2）売却するとした時価から処分費用を控除したもの——のうち高い方の額を、新帳簿価額とし、旧帳簿価額は新帳簿価額まで引下げて計上され、差額が減損分である。

### 1-5 戻し入れの認・否認

国際会計基準では、減損処理後、キャッシュフロー・利益を生む価値が再び上昇した固定資産の、戻し入れを認めているのに対し、米国とわが国は認めていない。これは、見積もりに依存することが多い減損にとって、どちらがよいか、判断が難しいと思う。戻し入れないことが、片手落ちであるという議論も成り立つ。時価では低価法評価損のみ認める時代が長く続いた。その後、時価評価全面導入で評価益も実現利益とみなすようになったのはつい最近のことである。原価主義を超えた評価益を計上するのではないのだから、取得原価主義の範囲で、しかも減価償却累計控除後の残存価値までの戻し入れ認証だから、戻し入れを認めるのは、それ自体自然だと思う。だが、キャッシュフローを生む価値が下がった固定資産について、再び価値上昇することが、減損認識した固定資産にとって発生する可能性はさほど高くないと思う。特にライフサイクルの短い最先端機械には戻し入れの可能性は低いであろう。他方、景気の回復さえ達成されれば十分使える機械には、戻し入れがあったほうがいいであろう。この点が米国基準に追従することだけでいいのか、検討の余地はあろう。多くの日本企業は米国に依存しているのだから、会計基準が同じ方が決算書をスムーズに集計できるというメリットを、考慮に入れれば、戻し入れは認めない方が簡便であろう。欧州の国際会計基準を導入した国に海外子会社を多く持っている会社では、戻し入れを認める処理でそろえた方が、決算書の作成時に調整が不要というメリットもあるから、選択適用にしてもいいのではないか。導入初期にはこの点で独自性があってもよいのではないか。しかしながら選択適用後の継続性の原則遵守は必要であろう。

### 1-6 減損導入は取得原価評価の範囲内

導入される減損会計は時価評価に全面改訂したのではない。資産の収益力表示の適正化を取得原価評価の範囲内で改良したものである。時価評価化は第三章で述べる国際会計基準の規定をつくる主体が強力に全面時価評価化を推す米国（現時点では減損は部分的評価だが）・英国・豪州ら主力9人が大勢を占めており、近い将来わが国も含めたIAS加盟各国を時価化に導くと思われる。取得原価主義のヒストリカルコスト（過去原価）表示の客観性が説明力を弱めてきているが、

これは期末の時価から乖離したままの繰越含み損を避けたいとする世界的傾向のあらわれとも言えよう。（注3）結局決算書に求めるものは何かという点に行き着くと思われる。諸処理を推進してきた考え方に近年変化が現れたのではないだろうか。具体的には、従来は保守的な「費用は大目に収益は慎重に」という思想があったが、近年では期末時点の会計情報開示に主眼点が移ってきたことに原因の一つがあると思われる。その一環で減損導入を理解することも肝要であろう。（注4）ところでわが国の導入事例がない現時点で実施された受け入れ側・会社側の反応を調査した資料にみられるように、導入の流れへの対応を図ろうとする傾向がみられる反面、不安・心配・とまどいもみられた。導入後の受け入れ側が意識変化する様子を数年後に再び調査し、法律改正に役立ててもらいたいものである。（注5）減損は時価評価ではなく収益性低下を帳簿価額に反映させるもので、減価償却累計額修正の臨時償却とは違う考えに立つが、類似の帳簿減額効果をもたらすものである。（注6）

次章以下、米国とIASについてわが国導入に先駆けて整備された規定をみてゆこう。

### 1-7 減損会計導入後の効果予測

減損導入で、減価償却が加速される政策と同じ効果、つまり企業体力増強策とおなじ効果があるのではないか。これはつまり、損失計上額が増えるから税引前当期純利益額が減損計上分だけ減少し、減税効果による内部留保拡充の効果であり、体力を消耗している企業が利益を重視し始めているとき、本格的に体力を取り戻すよう促すことになるのではないかと思う。平成17年本格導入後、認識・測定値を減損がでないように算定し誰も反対せず、実は減損があったと判明したら制度違反なのかという点は、今後事例対応待ちなのか。なおここで述べた減税効果が実際の効力を発揮するにはオピニオンとしての会計決算書ではなく、納税額算定用再計算プロセスにおける損金参入承認されることが前提であり、制度整備を求める声が多い。

## 第二章 米国における減損会計

米国では1980年に米国公認会計士協会から減損会計基準作成要請が出され、財務会計基準審議会では1988年に検討をはじめ、1993年11月の公開草案「長期性資

産の減損の会計処理」を、1995年3月に財務会計基準書財務会計基準書121号「長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理」が制定され、その後改訂を経て最新の規定は2001年10月制定の144号「長期性資産の減損または処分の会計処理」である。

米国は1995年から減損会計を導入しているが、国際会計基準と相違点が少しある。

## 2-1 SFAS (財務会計基準書)

1995年3月には121号にて減損会計が制定された。古くはSFAS (財務会計コンセプト) 5号において経済価値喪失分の損失計上の必要性が記されていた。当時は損益への影響、計上時期に配慮が足りず基準として整備されていなかった。1995年のSFAS121号制定で基準化した。その前に80年代にAPB (会計基準審議会) 30号で事業セグメント処理資産について減損を採用していたが、公正価値でなしに、正味売却価値をもって計算していた。95年減損制定後SFAS121号とAPB30号は2001年のSAF144号としてまとめられた。なお暖簾は翌2002年からSFAS142号として独立した。当時継続使用・処理規定はやっと整備された。95年121号では、対象資産から金融商品・繰延税金資産を除外した。当時継続使用・処理予定の固定資産・無形固定資産は対象外となった。継続使用資産減損の兆し(国際基準・わが国と類似)は、①市場価値大幅下落②使用目的方法に大きな変更③物理的に激しく減耗④経営環境悪化・法整備変化——で把握する。次に減損認識は、帳簿価額>見積もり将来キャッシュフロー(国際会計基準は現在価値使用、米国は割引前のを使用)のときに行う。なお明らかな減損のきざしあるものに限り、この回収可能性テストをする。それら二つは①市場価格②似通った資産取引を参照する——であり、三番目は、将来キャッシュフローの現在価値算定である。その際の割引率は同類投資時の予想割引率とする。帳簿価額はこの公正価値まで下げられる。割引率使用の点で日本基準に類似している。122号時点で資産グルーピングの規定もあった。

### キャッシュフロー

生成独立単位としての資産群を元に使用価値算定をすることとした。この点は日本基準にもみられる。損失認識された減損損失控除後の帳簿価額が新しい取得原価とし、減価償却を変動調整するが、戻し入れは認

めていない。国際基準は戻し入れを認めた。日本は全面否認、米国は継続使用分を否認し、非使用決定固定資産部分は認めている。開示方法は、税引前継続的事業活動の減損損失として表示される。122号では処理予定資産も同様の表示場所になる。さらに処理予定固定資産であっても売却処理予定でなければ直前まで継続使用とみなされる。ほかに行われる開示は①資産減損分、②損失額・公正価値算出法、③損失が非独立項目で不明のときは減損包含項目名の開示、④セグメントへの影響(任意)——となっており、処理予定資産の場合これに加えて処理要因・予定日・処理資産からの営業損益、処理資産包含セグメント名などがある。これらは2001年の144号でも引き継がれている。

## 2-2 暖簾

SFAS142号で2002年から最新の規定が適用になった。これによれば継続・処理予定を問わず、①事業単位ごとに年一度暖簾を調べる。②事業単位ごとの公正価値<帳簿価額なら減損計上へ③暖簾だけについて正味公正価値(事業単位公正価値—純資産公正価値)が暖簾の帳簿価額より低ければ帳簿価額を下げることで減損計上を行う。

## 2-3

日本基準が見本とした部分は多く見られた。この形で制度化され定着してゆく中で、米国の詳細な開示要請などを見本としてさらに日本の基準はさらに整備されてゆくのであろう。ただそこで国際基準とのかねあいを考え、米国基準に類似していることの特徴と限界を理解する必要がある。

## 第三章 国際会計基準における減損会計

### 3-1 制定

国際会計基準委員会では1996年6月減損に関する国際基準の作成を決定し、1997年5月に公開草案55号「資産の減損」を発表し、1998年6月国際会計基準36号「資産の減損」を発表した。

1999年7月資産の減損にかかる会計を36号として制定した。これに至るまで1997年5月に公開草案 exposure draftが発表された。目的としては、回収可能価額を帳簿価額が超えないようにすることと、回収可能価額算定法の確立であった。

### 3-2 対象資産

棚卸資産、繰延税金、金融資産、従業員給付資産、工事契約資産を除く資産に適用されると定められた。

### 3-3 兆しの確認

貸借対照表日に、全資産の兆しの有無を調べることとなった。

### 3-4 兆しの要因

市場価値大幅下落、法制度変化、経営環境悪化、時価総額の簿価以下への下落、金利上昇、陳腐化・減耗による手放し予定である、予想収益に達しない業績などをもって減損の兆しがあるとみなされる事となった。

### 3-5 回収可能価額の測定

回収可能価額は（１）使用価値と正味売却価値との比較で大きいほうを選ぶ。ここでいう使用価値とは見積もり将来CFの現在価値のことである。（２）選んだ大きいほうと帳簿価額を比較する、（３）帳簿価額を回収可能価額まで下げる——手順を用いて、減損分の算定に役立つ。

### 3-6 減損損失の計上

帳簿価額を回収可能価額が下回った場合、差額が減損損失となる。計上先は損益計算書でこれに伴い、減価償却額の調整や繰延税金負債の減額が行われる。

### 3-7 資産のグルーピング

独立的な最小の現金生成単位ごとに認識される。この資産グループ単位ごとの回収可能額と帳簿額との比較をし、構成資産ごとに按分し帳簿額を下げる。なお、暖簾があるときは暖簾にすべてを配分したあと按分する。

### 3-8 暖簾

現金生成単位毎の帳簿額の分配が困難でなければ暖簾は分配される。その後暖簾を含む帳簿価額・回収可能価額間の比較で減損計上される。これをボトムアップテストという。他方、現金生成単位ごとに暖簾帳簿価額を配分困難ならば、暖簾を含まない帳簿価額と回収可能価額を比較し減損計上不能であれば、より大き

い現金生成単位から形状を試みる。これをトップダウンテストという。暖簾のうち償却期間20年を超えるものについては毎年減損の有無を調べる。暖簾と同様に減損計上を試みられるものとして、本社ビルなどの全社的所有の資産が該当する。

### 3-9 戻し入れ

過年度認識の減損損失の消滅・減少の兆しの有無を調べる。その結果回収可能価額>帳簿価額ならば減損戻し入れが行われる。減損非導入時の減価償却後帳簿価額を上回ってはいけないので、戻し入れ上限はその範囲でおこなう。計上先は損益計算書で、収益とみなされ、減価償却対応年数調整もおこなわれる。暖簾部分の減損は通常の状態から戻し入れされることは稀である。

### 3-10 開示

資産種類ごとの減損・戻し入れ額、損益計算書上の計上項目、度合いが大きいときは発生原因、発生額、資産概要、正味売却価額、割引率決定根拠も開示要請されている。

### 3-11 投資不動産

時価による期末公正価値評価額で損失を損益計算書に計上されたものと、減損会計適用による減価償却控除後の帳簿価額と回収可能価額とを比較する。選択適用の半分は時価であり・半分は原価主義の枠内となっている。

### 3-12 固定資産

IAS16・38号は固定資産評価を2法認めた。1法は取得減価、もう1法は公正価値使用評価である。資産グループの一部に公正価値使用があればそのグループ全体に用いること。

### 3-13 まとめ

以上見てきたことによると、減損を計上しても戻し入れることができるきまりがあり、その部分が今回の法制定化には欠落していた点、今後どう国際基準と折り合いをつけてゆくのが課題として残された。

## おわりに

本稿では戦後60年守られつづけた原価評価の枠が国際化で時価評価化していることを指摘した。この固定資産の減損はこれらの資産は原価評価の範囲ながらも従来は評価損計上範囲外とされていた機械設備土地建物にまで及んだ。含み損失を繰越さない目的は判る。将来総キャッシュフローと帳簿価額を比較する算定技法は世界的に確立されているが、減損計上時の算定についてが経ち誤差が生じ増価したくなくても、今回のわが国の導入では戻し入れ否認なのでできない。この点については米国の継続使用固定資産減損計上法の部分のみ制度化された。同国の非継続使用分の戻し入れ容認分の規定はまだわが国にはない。IASの前面戻し入れ容認は2段階先にある改良点である。なおわが国導入は長年費用計上・損失計上は控えめにという慣習化してきたものをすてることへの抵抗があったようだ。日本商工会議所の本年9月の導入を慎重に控えてほしい旨の申し入れをしており、必ずしも受け入れ側に開示明瞭化を歓迎する声ばかりということでもなさそうであり、損失の繰延をきらう海外の慣習と相容れない点があるのは否めない。(注7)

## 注記

- (注1)「固定資産の減損にかかる会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日)の二項の会計基準の必要性では「・・・固定資産の・・・収益性が著しく低下している・・・帳簿価額が・・・過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないか」と懸念があるとし、国際的整備進展に合わせた減損会計整備の必要性を説いている。
- (注2)『新世紀の企業会計論』(遠藤・小栗・新谷・徳前共著 白桃書房 pp125-6)には、災害等で物質的減損が顕著な固定資産の回収不能分を臨時損失計上・帳簿価額減少容認し、機能的低下が著しい休止固定資産も回収不能分を評価損計上し、帳簿価額を減額してよいとの規定はすでにあったと指摘されている。分類上今回の制度化は、機能上の減損が発生している継続使用中資産(=米国基準で戻し入れ否認部分)が対象ということになる。商法34条2にて従前から減損の考えは反映されていたと言える。
- (注3)『文化会計学』(木下・中島・柳田共著 税務経理協会 p54)には、取得原価評価見直しを要する理由が5つ述べられており、第三の理由として「資産に発生する含み損益を利用しての恣意的な利益操作を排除する会計基準がもためられている」とされ、含み損の排

除には今回の減損導入が役立ったと言えよう。

- (注4)『テキスト金融情報会計』(柴健二 中央経済社 pp204-205)には、利害調整機能と情報提供機能が中長期的融合すれば控えめでもなく楽観的でもない現在情報を開示できるとし、証券取引法会計における時価導入化推進されるだろうという趣旨の指摘をされており、商法上の利害調整機能は後退し、現在は保守的経理となる保証はなく、かつての制度が問題をかかえる制度となってしまう点を述べておられる。含み損はこうして放置されなくなったと考えられる。
- (注5)日本会計研究学会スタディーグループ研究報告第二部国際会計の導入と日本の会計制度に関する実態調査 pp297-298「減損会計に関連して」(平成15年9月9日第62回)には、①取得原価でなしに固定資産を割引キャッシュフローで評価することは必要だと感じる人・感じない人・どちらともいえない人が37%、25%、38%と分かれており、意識に差があること、②割引キャッシュフロー使用減損は会計情報利用の上で、意思決定のより賢明化・実態把握期待増・貸借対照表表示の適正化を期待されている半面、利益操作・割引率決定時の恣意性懸念・情報読解や利用がスムーズにいかなくなるなどの悲観的観測も聞かれたこと、③割引キャッシュフローを用いて測定することは時価測定困難なときは仕方ないと思う人が60%いること、④のれん・共用資産減損が優先されることは60%の人がそれでよいと考えていること、⑤使用価値計算根拠・前提変化時の感応度開示要請には応じたい人は70%いること——を94人からリサーチした結果をまとめている。
- (注6)『日本会計研究学会第62回大会研究報告要旨集』(於近畿大学 pp246) 減損の本質参照
- (注7)日本商工会議所・東京商工会議所は、『固定資産の減損会計に関する要望』を平成15年9月3日に発表し、「仮にデフレが解消されないまま減損会計が予定どおり2006年3月期から導入されることにでもなれば、我が国の企業ひいては経済に極めて大きな打撃を与える恐れがあると懸念し」としているとし、減損会計の導入に関して慎重かつ多面的な検討を行うよう要望するとの声明を発表した。またその理由として①固定資産評価方法としては減損会計がふさわしくない、「研究開発、福利厚生など直接的にはキャッシュフローを生まないが事業の将来性や良好な労働環境を確保するために保有する資産もある。これらを中長期的に所有することにより、企業の多面的な事業活動が可能になることからすれば、固定資産を一律にしかも一時的な外部環境の変化など、短期的要因によって評価することには大きな疑問がある。」と、一律キャッシュフローに置き換えての価値算定に疑問を提示している。さらにその算定方法にも正確な算定の不可能性を指摘している。固定資産の放出を進めることになってしまう減損会計導入への疑問も指摘する。「減損会計を採用した財務諸表が企業の業績を実態以上に悪く見せ、また、それが不況感をより煽る結果を招きかねない。企業経営の

実態を正しく表示し、経営の健全化に資そうとする会計制度の本旨にももとの減損会計の導入は極めて危険だ。」(一部概略)としている。また同会議所では法人税法上の減損会計への損金参入制の未整備をあげ、減損会計に疑問をなげかけている。これらの批判も世界化の波に風化されてしまうのだろうか。他に欧州の国際会計基準に準拠した減損会計基準の導入が未決定で議論が続いている点や公開草案の検討期間の短さを減損会計導入反対の理由に付け足している。利益をすこしでも捻出して経営者責任を果たそうとする経営者指導の立場からのコメントとしては当然の抵抗であるとも考えられる。

### 参考文献

- 1) 減損会計の実務 監査法人 トーマツ 清文社
- 2) 減損会計早わかり 現代会計研究グループ 中経出版
- 3) 新世紀の企業会計論 遠藤・小栗・新谷・徳前共著 白桃書房
- 4) 文化会計学 木下・中島・柳田共著 税務経理協会
- 5) 減損会計基準ガイドブック 中央青山監査法人 中央経済社
- 6) 企業会計審議会総会 (平成13年2月2日(金)開催)の議事録 13年3月1日金融庁
- 7) 企業会計審議会第23回固定資産部会議事録について 金融庁 14年5月31日金融庁
- 8) 固定資産への減損会計の導入と問題点 伊藤大儀 企業会計 2003vol.55 No2. pp178-184
- 9) 時価減損会計 週間東洋経済 13年4月21日 pp26-33